次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月20日

長野県長野養護学校長 藤澤 里美

記

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

長野養護学校すざか分教室 内部改修ほか工事

3 工事箇所名

須坂市大字須坂 1150

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 - ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が671点以上817点以下であること。
 - ウ 長野地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
 - エ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号) に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
 - キ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 5 工事完成期限

工事開始日から約75日間(令和6年3月25日まで)

6 前 金 払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書、入札心得を令和5年12月20日(水)から令和6年1月11日(木)までの土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字徳間宮東 1360

長野県長野養護学校

電話 026-296-8393

9 現場説明日時

令和5年12月21日(木)から令和5年12月27日(水)までの午前10時から午後4時までとします。ただし、あらかじめ発注者へ連絡し、発注者が指定した日時に行います。

10 入札の手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月12日(金) 午前10時00分

イ 場所 長野県長野養護学校 多目的室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和6年1月10日(水)午後5時までに上記8の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規 定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準 価格の算定を適用します。

11 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内 訳書を提出した者が入札した入札書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- 13 債務負担行為

全部無

14 契約書作成の要否 必要とします。

15 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。 16 その他

詳細は、入札心得によります。

特別支援教育課